

2024  
May

5

No.891

Saga Social Insurance Association

# 社会保険さが

- 日本年金機構
  - ・令和6年度 社会保険・労働保険事務説明会の開催
  - ・令和6年度学生納付特例申請書の受付が始まりました。
- 全国健康保険協会 佐賀支部
  - ・交通事故等によりケガをしたとき
  - ・退職された方、扶養から外れた方の保険証の回収をお願いします。
- 佐賀県社会保険協会
  - ・社会保険事務講習会のご案内
  - ・令和6年度雇用保険料率のご案内
  - ・年金相談窓口開設カレンダー等
  - ・県内年金事務所、協会けんぽ お問い合わせ電話番号等



株式会社 香蘭社 有田本店ショールーム

## 会員事業所 information

### 株式会社 香蘭社



香蘭社は陶磁器メーカーから総合セラミックメーカーへ。

海外輸出の機会が拡大し、政府による工芸品の殖産興業政策が行われた明治維新。

米国フィラデルフィアで開催される万国博覧会を翌年に控えた明治8年（1875）、合本組織香蘭社は日本で最初の陶磁器製造販売会社として設立されました。

選りすぐりの陶工による超絶技巧の陶磁器は、国内外の博覧会で幾多の賞を獲得。その優雅なデザインは後世に受け継がれ、香蘭社調と呼ばれるようになり今日に至ります。

会社設立前の明治3年（1870）には、陶磁器製造の高い技術力が認められ、工部省電信局の下命により国産初の磁器製碍子の製造に成功。わが国の通信事業の発展に大きく貢献します。現在も電力会社や鉄道会社に納入している電気絶縁碍子は、私たちの日々の暮らしを陰で支えています。

また、1970年代より研究開発に取り組んだファインセラミックスは、その高純度性からエレクトロニクス・自動車・エネルギーなどさまざまな産業分野で活躍し、美術陶磁器、碍子と並んで香蘭社の大きな事業の柱となっています。

所在地：佐賀県西松浦郡有田町幸平一丁目3番8号 TEL：0955-43-2131



磁器碍子製品



セラミック製品

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL：0952-26-3171 FAX：0952-26-3377

URL：<https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

佐賀県社会保険協会

検索



事業主の皆様へ

令和6年度 社会保険・労働保険事務説明会の開催について

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額に大きな差が生じないように、毎年1回、すべての被保険者について、その年の4月・5月・6月に支給した報酬を届け出ていただくことにより、標準報酬月額の見直しを行っています。

その際に提出をしていただく「被保険者報酬月額算定基礎届」等についての事務、労働保険の年度更新等の事務及び健康保険給付等についての事務説明会を下記の日程で開催しますので、事務担当者様のご出席をお願いいたします。

【令和6年度 社会保険・労働保険事務説明会の日程および会場】

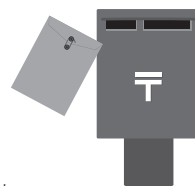
地区	開催	時間	会場	所在地
佐賀	6月18日 (火)	9:45~12:00 (午前の部)	メートプラザ佐賀 多目的ホール	佐賀市兵庫北三丁目8-40
佐賀	6月18日 (火)	13:45~16:00 (午後の部)	メートプラザ佐賀 多目的ホール	佐賀市兵庫北三丁目8-40
鳥栖	6月27日 (木)	13:45~16:00	鳥栖市民文化会館 小ホール	鳥栖市宿町807-17
唐津	6月21日 (金)	13:45~16:00	唐津市文化体育館 文化ホール	唐津市和多田大土井1-1
伊万里	6月14日 (金)	13:45~16:00	伊万里市民センター 文化ホール	伊万里市松島町391-1
武雄	6月25日 (火)	13:45~16:00	武雄市北方公民館 文化ホール	武雄市北方町大崎2217
鹿島	6月20日 (木)	13:45~16:00	鹿島市生涯学習センター エイブルホール	鹿島市納富分2700-1

※ご来場の際は、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。また、会場での算定基礎届の届書用紙の配布はありません。

令和6年度の算定基礎届につきましては、7月10日(水)までに下記あて郵送によりご提出ください。

**送付先** 日本年金機構 福岡広域事務センター  
厚生年金適用グループ

**住所** 〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55  
A P 榎田ビル



※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。

お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

令和6年度学生納付特例申請書の受付が始まりました。

## 「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、前年の所得が基準以下の学生の方が、将来老齢年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に障害年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される特例制度です。 ※学生納付特例申請は毎年度届出が必要です。

### POINT 1 本人のみの前年所得で審査します

学生以外の方の保険料免除(全額免除・一部免除)の場合は、配偶者・世帯主それぞれの前年所得についても保険料免除の対象となるか審査しますが、学生納付特例は本人のみの前年所得で審査します。  
※在籍する学校が学生納付特例制度の対象校ではない場合は、保険料免除・納付猶予の申請ができます。

### POINT 2 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

学生納付特例期間中に、ケガや病気で障害が残ったときは障害の状態に応じて障害基礎年金を、本人が亡くなったときは遺族(「子のある配偶者」または「子」)が遺族基礎年金を受け取ることができます。  
※障害や死亡といった事故が発生する前々月までの国民年金を納付しなければならない期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。

## 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金	(受給資格期間)	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
	年金額に反映	○ 算入されます	× 算入されません	× 算入されません

- 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。(ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、加算金が上乗せされます。)

お問い合わせ先

●各年金事務所 国民年金課

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。

令和6年5月分保険料の納付期限は令和6年7月1日(月)です。



# こんな時どうする? 交通事故等によりケガをしたとき



## 交通事故等でケガをした場合はどうなるの?

交通事故等、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、工作中(業務災害)や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。ただし、この場合には「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

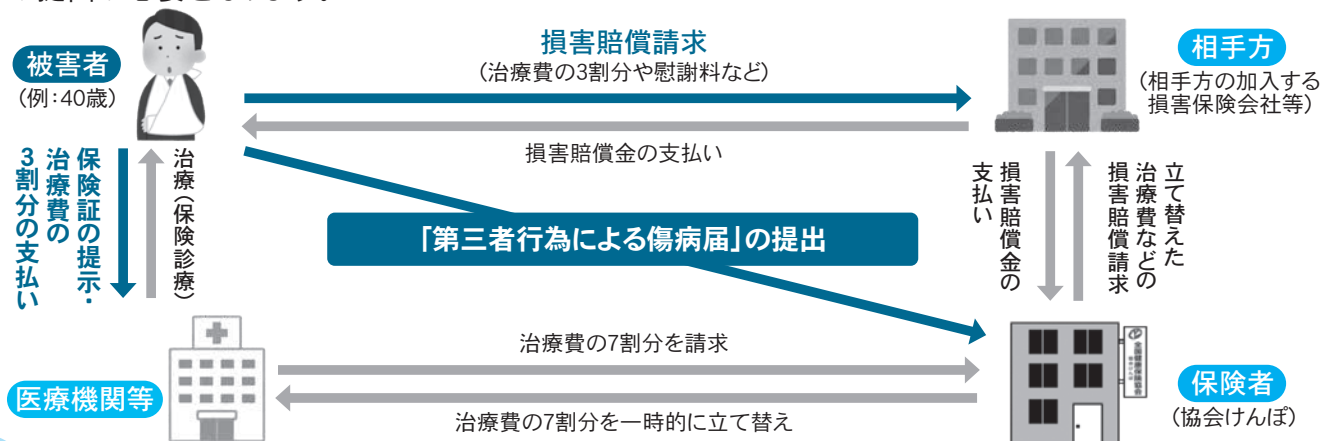
- 交通事故(他人との接触事故)
  - 暴力行為 ● 他人の犬にかまれた など
- 第三者の行為でケガをした場合

保険証を利用して診察を受けたとき  
「第三者行為による傷病届」を  
提出します



## 健康保険給付の流れは?

協会けんぽ(健康保険)は、本来、相手方(加害者)が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後、相手方(加害者)に損害賠償請求をすることになります。そのため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。



## 交通事故等の場合に必要書類

「第三者行為による傷病届」をはじめとした、  
以下の書類が必要になります。

### ①「第三者行為による傷病届」

基本的に被保険者等が記入することになりますが、相手方(損害保険会社等)に依頼できる場合は、相手方による記入も可能です。交通事故証明書を参考に記入してください。

### ②「事故発生状況報告書」

交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断する上で、重要な書類となりますので、できるだけ詳しく記入してください。

### ③「同意書」

協会けんぽが相手方の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳(診療報酬明細書の写等)を添付します。相手方へ個人情報を提供することになるため、ご本人の同意が必要となります。併せて、協会けんぽが損害賠償請求権を取得することの明確化と今後の示談進捗状況の報告をお願いする書類です。

### ④その他の提出書類

交通事故の場合、「交通事故証明書」(自動車安全運転センターが発行)を必ず添付してください。

※物損事故等の場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」も必要となります。

第三者行為による傷病届等はホームページからダウンロードできます  
協会けんぽホームページ ▶ こんな時に健保 ▶ 第三者行為の事故にあったとき



<協会けんぽHP>



<事業所のご担当者様へ>

# 退職された方、扶養から外れた方の 保険証の回収をお願いします。

## 加入者の方

退職した会社へ速やかに保険証をご返却ください。

## 事業主の方

- ①退職者（および被扶養者）の保険証を回収
- ②資格喪失届に保険証を添付のうえ、日本年金機構福岡広域事務センターへご提出ください。

なお、電子申請の場合は、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、保険証と併せてご郵送ください。  
※保険証が回収できなかった場合は、回収不能届に被保険者様の電話番号の記載をお願いします。



当協会では保険証の未返却者に対し、資格喪失(扶養解除)後1か月以内に2回の保険証返却催告を実施しています。事業所からの返却が遅れると、保険証返却済の方へ催告を行うこととなるため、回収された保険証については速やかに送付いただくようお願いいたします。

被保険者は**資格喪失日**から、  
被扶養者は**扶養解除日**から  
保険証の使用はできません。



## 被保険者が使えなくなる日（資格喪失日）

- ①退職日などの翌日(適用事業所に使用されなくなった日の翌日)
- ②75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ③死亡した日の翌日

## 被扶養者が使えなくなる日（扶養解除日）

- ①被保険者の資格喪失日
- ②就職・婚姻などにより扶養から外れた日
- ③75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ④死亡した日の翌日

## 資格がなくなった保険証を使用してしまったらどうなる？

資格がなくなっている保険証で医療機関を受診した場合、後日、協会けんぽが負担した医療費を返していただくことになります。



メルマガのご登録はこちらから！  
役立つ情報が満載です！





令和6年度 社会保険事務講習会のご案内

# 『算定基礎届・年収の壁支援強化パッケージ』

算定基礎届や月額変更届等の報酬に関する届出や記入の仕方、  
「年収の壁・支援強化パッケージ」の内容について学びます。

地区	日時	会場
佐賀会場	令和6年6月5日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	令和6年6月7日(金)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和6年6月11日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鹿島会場	令和6年6月19日(水)	鹿島市生涯学習センター エイブル (鹿島市大学納富分2700-1)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…50名 鳥栖・唐津・鹿島…30名  
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加費 会員事業所は無料  
(但し、非会員事業所及び令和5年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 FAX、郵送またはホームページよりお申込み下さい。

お申込み  
お問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				<small>宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。</small>
参加希望 会場日時	『算定基礎届・年収の壁支援強化パッケージ』 (佐賀・唐津・鳥栖・鹿島)会場 令和 年 月 日( )			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 _____ 事業所電話番号 ( ) - _____			
知りたい内容やご質問等ありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 令和6年度雇用保険料率のご案内

～令和5年度と同率です～

◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

## <令和6年度の雇用保険料率>

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担 ②	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2023年4月1日から

中小企業の事業主の皆さまへ

## 月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられました

### ◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になりました。

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は 50% (2010年4月から適用)  
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 [1日8時間・1週40時間] を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	<b>25%</b>

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 [1日8時間・1週40時間] を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	<b>50%</b>

※2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となりました。

令和6年6月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
	伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	鹿島市役所 (予約)	多久市役所 (予約)	1	2 伊万里市役所 (予約)	3 年金事務所 休日相談日 (予約)
4	5 年金事務所 延長相談 19時まで	6 基山町役場 (予約)	7 有田町役場 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10
11	12 年金事務所 延長相談 19時まで	13 鹿島市役所 (予約)	14 多久市役所 (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18 / 25	19 年金事務所 延長相談 19時まで	20 基山町役場 (予約)	21	22	23 伊万里市役所 (予約)	24

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

### 予約申込先

「予約受付専用電話」

**☎0570-05-4890** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

**☎03-6631-7521** (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

## お問い合わせ先

### 県内の 年金事務所

佐賀年金事務所  
TEL 0952-31-4191

唐津年金事務所  
TEL 0955-72-5161

武雄年金事務所  
TEL 0954-23-0121

自動音声案内に従って番号を押してください

1	年金の請求やお受け取りに関するご相談	1	一般的な年金相談	「ねんきんダイヤル」へおつながります
		2	提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認	「お客様相談室」へおつながります
2	国民年金の加入、保険料納付、免除手続きなどのご相談	1	国民年金の加入、保険料に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつながります
		2	年金事務所職員にご用の方	「国民年金課」へおつながります
3	健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談	1	健康保険・厚生年金保険の加入や届書に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつながります
		2	年金事務所職員にご用の方	「厚生年金適用調査課」へおつながります
4	健康保険・厚生年金保険料のご相談			「厚生年金徴収課」へおつながります
5	その他のご用件のとき			
0	もう一度メッセージをお聞きになるとき			

ダイヤル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先がご不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。

**協会けんぽ佐賀支部 0952-27-0611 (代表)**

8:30～17:15  
※土日祝と年末年始を除く

代表番号にお電話いただいた後、お客様のご用件に応じて番号を押すと、担当グループに繋がります。

**1** 各種給付金、保険証などの発行についてのご相談

**3** 健康診断・保健指導についてのご相談

**2** 交通事故、返納金、レセプトについてのご相談

**4** その他のご相談